統合補助金等	費目間の経費の流用で、流用先の経費の三割（当該流用先の経費の三割に相当する金額が三百万円以下であるときは三百万円）以内の変更となるもの	次に掲げるもの以外の変更で補助金等の額に変更を生じないもの 一　工事施行箇所の変更で、国土交通大臣又は地方支分部局の長が同意した事業計画書に記載されている内容を超えるもののうち、工事の重要な部分に関するもの 二　構造及び工法の変更のうち工事の重要な部分に関するもの並びに規模の変更で、国土交通大臣又は地方支分部局の長が同意した事業計画書に記載された設計（変更設計を含む。）に基づく工事の程度を著しく変更するもの
その他の補助金等	費目間の経費の流用で、流用先の経費の三割（当該流用先の経費の三割に相当する金額が三百万円以下であるときは三百万円）以内の変更となるもの	次に掲げるもの以外の変更で補助金等の額に変更を生じないもの 一　工事施行箇所の変更で、工事の重要な部分に関するもの 二　構造及び工法の変更のうち工事の重要な部分に関するもの並びに規模の変更で、法第六条の補助金等の交付の決定の基礎となった設計（変更設計を含む。）に基づく工事の程度を著しく変更するもの 三　工種別の金額の三割（当該工種別の金額の三割に相当する金額が九百万円以下であるときは、九百万円）を超える変更又は三千万円を超えるもの

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の港湾関係補助金等交付規則及び国土交通省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十二年度以降の年度の予算に係る補助金等について適用し、平成二十一年度以前の年度の予算に係る補助金等（平成二十二年度以降の年度に繰り越されたものを含む。）については、なお従前の例による。

○国土交通省令第十八号

国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十二年政令第七十八号）の施行に伴い、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

国土交通大臣　前原　誠司

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則の一部を改正する省令

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則（平成十二年運輸省・建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第八条中「令第六条の三」を「令第六条の四」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○国土交通省令第十九号

砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第十一条第二号の規定に基づき、砂防法施行規程第十一条第二号に規定する砂防設備に堆積した土石その他これに類するものの排除を定める省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

国土交通大臣　前原　誠司

砂防法施行規程第十一条第二号に規定する砂防設備に堆積した土石その他これに類するものの排除を定める省令

砂防法施行規程第十一条第二号に規定する砂防設備に堆積した土石その他これに類するものの排除（以下「除石」という。）で、平成二十二年度の当該箇所における除石に係る支出額が三億円を超えている箇所において行うものとする。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○環境省令第六号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十九号）の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第五十四条の規定に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第三十九条の二の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日　環境大臣　小沢　鋭仁

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第三十九条の二の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令の一部を改正する省令

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第三十九条の二の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令（平成十七年環境省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

題名中「第三十九条の二」を「第五十四条」に改める。

第一号中「第三十二条第一項」を「第四十三条第一項」を「第三十三条第一項」に、「第三十三条第一項」を「第四十四条第一項」に改める。

第二号中「第三十三条第一項」を「第四十四条第一項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

○環境省令第七号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十九号）の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第三十三条第三項の規定を実施するため、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする環境省の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日　環境大臣　小沢　鋭仁

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする環境省の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

第一条　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする環境省の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令

別記様式を次のように改める。

別記様式

表

12センチメートル

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第33条第1項から第3項までの規定による立入検査等を行う職員の身分証明書

第　　号

職名

氏名

年　月　日生

年　月　日発行

年　月　日限り有効

環境大臣　　印

写真

8センチメートル